

地域維持型特定共同企業体試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、市が発注する道路維持補修工事等に係る包括契約及び地域維持型契約方式試行要領(以下「試行要領」という。)における特定共同企業体(以下「共同企業体」という。)の要件及び事務処理等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって「試行要領」に定める道路維持補修工事等を施工する共同施工方式とし、出資比率型又は分担工事型のいずれかの形態によるものとする。

(構成員数)

第3 共同企業体の構成員となる企業の数、制限を設けないものとする。

(構成員の要件及び組合せ)

第4 共同企業体の構成員は、試行要領第4各号(第2号を除く。)に定める要件のほか、次の各号に定める要件を満たす者の組合せによるものとする。

(1) すべての構成員が、有資格者名簿の本店情報に登載された主たる営業所のほか、その他の営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による営業所に限る。以下同じ。)が、予算執行者が定める所在地に係る要件を満たしていること。

(2) すべての構成員が、「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」又は「舗装工事」の入札参加資格を有していること。

(3) いずれかの構成員が、第1号に定める営業所等において建設業法第3条の規定による「土木工事業」の許可を有していること。

2 前項の場合においては、等級別発注標準に関する要件を設定しないものとする。

3 一の事業者は、異なる二以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。ただし、主たる営業所及びその他の営業所が、それぞれの所在地に係る要件を満たす工区の入札又は見積に参加するときを除くほか、契約期間の満了後における精算事務の期間については、精算に係る業務に限りこれを妨げない。

(出資比率等)

第5 出資比率型の各構成員の出資比率は、構成員数で均等に除した比率の10分の6以上とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大とし、出資を行わない者を構成員とすることはできない。

2 分担工事型の各構成員の分担工事額は、運営委員会で定めるものとし、分担工事額がない者を構成員とすることはできない。

(入札書)

第6 競争入札における共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者又は代理人全員が記名押印しなければならない。

(契約書)

第7 共同企業体との契約の締結における契約書には、共同企業体の代表者及び構成

員の代表者全員が記名押印しなければならない。

(代表者)

第8 代表者は、共同企業体を管理統括するものとし、発注者及び監督官庁等との協議並びに請負代金の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理するものとする。

(結成方法)

第9 第4の要件を満たす者による自主結成とする。

(共同企業体の資格審査等)

第10 共同企業体を結成し、入札又は見積に参加しようとする者は、道路維持補修工事等特定共同企業体参加資格審査申請書(様式1-1。以下「申請書」という。)を構成員全員の連名で市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、道路維持補修工事等特定共同企業体協定書(様式2-1、様式2-2)及び関係書類を添付しなければならない。

3 予算執行者は、第1項の申請書の提出があったときは、資格審査をし、適格な共同企業体を有資格者として認定するものとする。

4 前項の規定により資格審査をしたときは、申請のあった共同企業体の代表者に対し、その結果を道路維持補修工事等特定共同企業体資格認定通知書(様式1-2)により通知するものとする。

5 申請書を提出した者は、構成員に変更があったときは、その都度変更申請書及び変更協定書を市長に提出しなければならない。

6 予算執行者は、契約の締結後において共同企業体の構成員に変更があったときは、その施工能力を評価し、契約の継続の可否について決定するものとする。

(有効期間)

第11 共同企業体の認定資格の有効期間は、原則として当該道路維持補修工事等の履行後3カ月を経過した日までとする。ただし、有効期間満了後においても当該道路維持補修工事等につき、瑕疵担保責任がある場合は、全構成員が連帯してその責を負うものとする。

2 契約の相手方とならなかった共同企業体の認定資格の有効期間は、前項の規定に関らず当該道路維持補修工事等に係る契約が締結されたときまでとする。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は見積の依頼を行う契約から適用する。